

令和8年度 第2次（令和8年9月1日採用枠）
名張市社会福祉協議会職員募集要項

名張市社会福祉協議会職員の採用候補者を決定する試験を次のとおり実施します。

1 採用職種、採用人数、受験資格、労働条件等

採用職種	ソーシャルワーカー
就業場所	名張市社会福祉協議会内事務所（名張市丸之内79番地）
採用人数	1名
仕事の内容	
<p>福祉的な支援を必要とする住民の相談支援や、ボランティア等地域でのさまざまな福祉活動の支援など、地域福祉を推進する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的所得が少ない世帯・高齢者世帯・障害者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進を図る相談業務 ・ボランティア活動や、福祉課題に取り組む地域のさまざまな福祉活動を支援する相談・企画等の業務 	
受験資格（※すべてを満たすこと）	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉に関心があり、熱意のある者 ・パソコン（Word、Excel）による資料作成や集計等の事務処理ができること ・普通自動車運転免許を有する者 ・59歳以下（定年が60歳のため（省令1号）） 	
経験等	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士等の専門資格取得者（望ましい） 	
労働条件等	
<p>(1) 賃金 209,000円～224,000円 その他手当 資格手当（社会福祉士5,000円）・住居手当・扶養手当・役職手当・専門業務手当 通勤手当 あり（ただし、片道2km以上のみ、上限77,700円まで。） マイカー通勤 可（ただし、片道1km以上のみ。無料駐車場あり。） 昇給 あり（人事考課の結果による） 賞与 あり（年2回 昨年度実績 計4.1月分 ※給与規程改正前）</p> <p>(2) 雇用期間 令和8年9月1日～（雇用期間の定めなし）</p> <p>(3) 試用期間 あり（6ヶ月）</p>	

- | |
|--|
| (4) 加入保険 雇用、労災、健康、厚生 |
| (5) 退職金制度 あり（勤続3年以上） |
| (6) 就業時間 8：30～17：15を基本とする（1ヶ月単位の変形労働時間制によるシフト）
時間外勤務 あり 月平均15時間程度 休憩時間45分 |
| (7) 休日等 1週間あたり2日（1ヶ月単位の変形労働時間制によるシフト、行事により土日祝勤務あり） |

2 留意事項

採用職種、採用人員、受験資格、労働条件等は上記の表のとおりですが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) その他、当会において免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

3 試験日、試験内容及び試験会場

- (1) 試験日 令和8年7月27日（月）
- (2) 試験内容 面接・作文・適正検査
- (3) 試験会場 名張市総合福祉センターふれあい

4 採用試験申込み手続き及び受付期間

- (1) 「採用試験申込書および実務経歴書」の提出

「採用試験申込書および実務経歴書」は名張市社会福祉協議会総務課総務係で交付します。

なお、名張市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードもできます。

<http://www.nabarishakyo.jp/>

- (2) 提出書類

「採用試験申込書および実務経歴書」に次の書類を添えて、名張市社会福祉協議会総務課総務係へ提出してください。

- ア. 履歴書（写真添付のこと）
- イ. 資格証の写し（資格保持者）
- ウ. 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）又は在留資格の記載がある住民票の写しなど）

- (3) 留意事項

ア. 記載事項及び提出書類に不備がある場合は返却します。このために生じた遅延については責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。

イ. 申込書等の記載は、黒のボールペンで記入してください。

(4) 受付期間

令和8年7月15日（水）午後5時15分まで。（但し、土、日曜、祝日は受付できません。）

※郵送の場合は、必ず、簡易書留で送付してください。

令和8年7月15日（水）必着。

（当会で受けとった日を「受付日」とし、受付期間を過ぎた後に到着したものは受けません。）

5 合格から採用までの手順

(1) 合否の決定通知

採用試験後10日以内に、本人宛に合否を通知いたします。

(2) 採用予定日

令和8年9月1日

6 その他

(1) 給与額は、社会福祉法人名張市社会福祉協議会給与規程により算定します

(2) 採用後6ヶ月間は、試用期間とします。

(3) 応募書類の返戻はいたしません。当会の責任にて廃棄いたします。

